主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を立てることを許した場合に限られる。そして民事事件については、民訴四一 九条ノ二に定められている抗告のみが右の場合に当ることは、当裁判所の判例とす るところである(昭和二二年(ク)第一号同年一二月八日決定参照)。ところが、 本件抗告が右の場合に当らないことは、抗告理由自体により明らかであるから、こ れを不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとお り決定する。

昭和二五年九月七日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 岩 | 松 | Ξ | 郎 |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官 | 沢 | 田 | 竹治 | 郎 |
| 裁判官 | 斎 | 藤 | 悠 | 輔 |